

5 医 第 1 2 9 2 号
令和5年12月22日

関係医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長

令和5年度高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金の
要領改正について

平素は、本府の医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、別添のとおり「高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金実施要領」を
改正いたしましたので、お知らせします。

上記事業について、令和5年度から令和6年度に亘る研修を申請される場合は、下記のとおり関係書類を御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 改正点

- (1) 複数年度に亘る研修に対して、補助を認める。
(別紙「複数年度に亘り研修を受講する場合（特定行為研修等）の留意事項」参照)
- (2) 医師の救急専門医資格の受験に要する経費について、補助対象外とする。

2 提出方法および書類 以下のとおり、メール提出（押印不要）

【宛先】 京都府健康福祉部医療課 地域医療係 井谷 (a-itani89@pref.kyoto.lg.jp)
【件名】 (病院名) 高齢化社会補助金の計画書提出
【書類】 計画書（※京都健康医療よろずネットのお知らせ欄に掲載中） (1) 掲載日 令和5年12月22日（金） (2) タイトル 「（複数年度に亘る研修分）高齢化社会に対応した救急医療体制充 実事業費補助金計画書提出について」

3 提出期日 令和6年1月18日（木） ※必着

4 その他

- (1) 詳細は、別紙「複数年度に亘り研修を受講する場合（特定行為研修等）の留意事項」を参照ください。
- (2) 既に令和5年度から令和6年度に亘る研修の計画書を御提出いただいている場合、当方から連絡いたします。

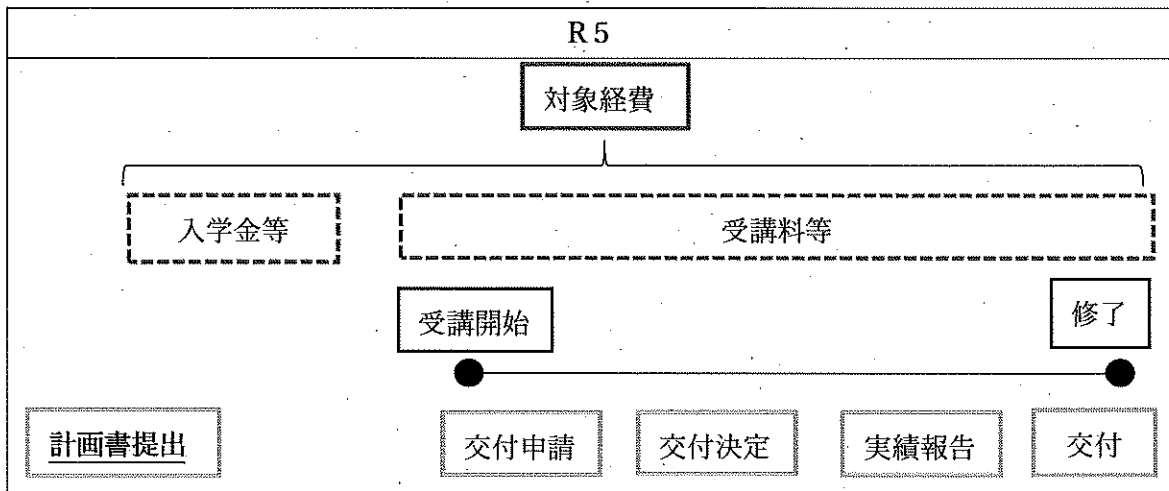
担 当	地域医療係 井谷 TEL：075-414-4745
--------	------------------------------

複数年度に亘り研修を受講する場合（特定行為研修等）の留意事項

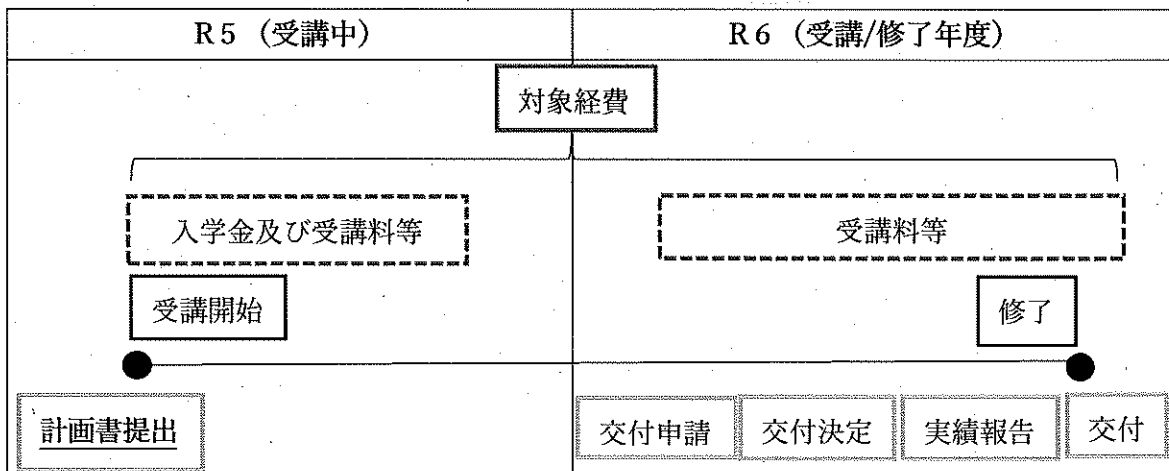
1 変更点について

- 研修に係る経費の支出が複数年度に亘るものについては、当該研修が修了する年度に補助金交付申請をしていただくこととなります。
- ※ 研修開始年度に事業計画書の届出がされていることを要件として補助対象とします。
- ※ 研修に係る経費の支出が複数年度に亘る場合の補助金交付申請スケジュールは、下記のとおり取り扱います。
- ※ 次年度の予算状況によっては全額補助できない場合があることを御了承ください。

【パターン1】年度内に研修が修了する場合（従来通り）

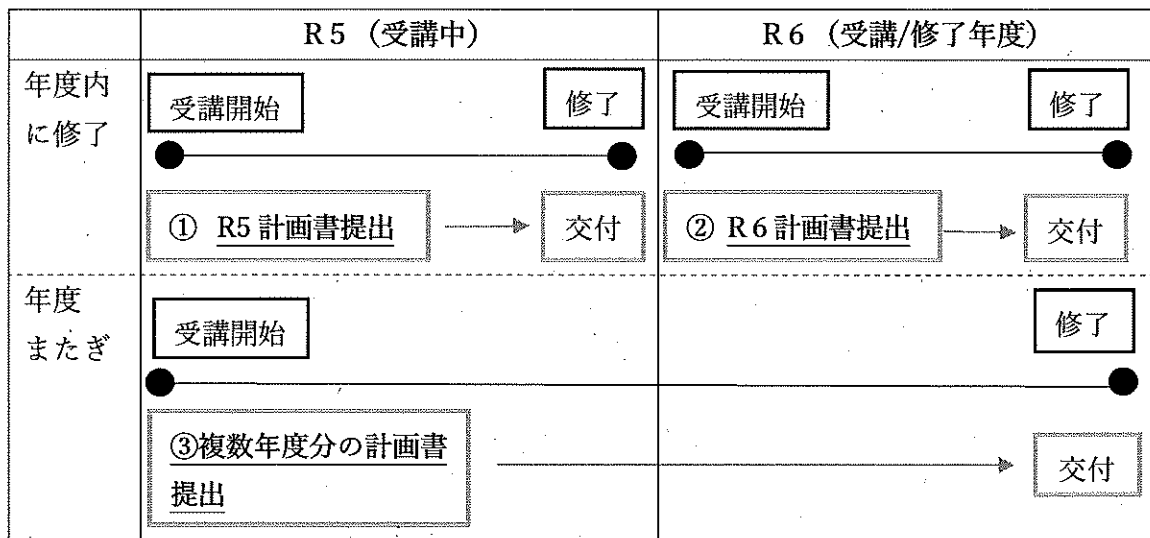


【パターン2】複数年度に亘る研修を受講し、入学金や受講料等を支払う場合



※ 【パターン2】の場合、R5 でかかった対象経費をまとめて R6 に申請することとなります。

【パターン3】年度内に修了する研修、複数年度に亘る研修の両方を受講する場合



※②と③は別の計画書（②の中に③は含まない）を御提出ください。

高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者等の救急搬送の増加や疾病構造の変化に的確に対応できる救急医療体制を確保するため、救急医療に従事する医師や医療従事者の資格取得等に要する経費について、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、救急告示病院（国公立病院（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定管理者が運営する病院を含む。）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する国立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人が開設する病院を除く。）及び在宅療養あんしん病院（国公立病院（地方自治法に規定する指定管理者が運営する病院を含む。）及び国立大学法人法、独立行政法人国立病院機構法、地方独立行政法人法に規定する国立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人が開設する病院を除く。）が、勤務する医師及び医療従事者の資格取得等のために救急関連学会等の対象経費を助成し、研修を修了させ、又は学会等へ参加させる事業であって、(1)アからイ及び(2)アからウを交付の対象とする。なお、在宅療養あんしん病院のみ、(1)ウ及び(2)エの経費も対象とする。

(1) 医師

- ア 救急専門資格の前提となる研修等への参加に要する経費
- イ 救急関連の学会等への参加に要する経費
- ウ 在宅療養中の高齢者が在宅療養が困難となった場合に病院での受入を行い、的確に処置するために必要となる研修等の受講に要する経費（在宅療養あんしん病院のみ）

(2) 医療従事者

- ア 認定看護師教育課程（救急関連分野）の受講等に要する経費
- イ 看護師特定行為研修の受講に要する経費
- ウ 救急専門資格の前提となる講習の受講に要する経費
- エ 在宅療養中の高齢者が在宅療養が困難となった場合に病院での受入を行い、的確に処置するために必要となる研修等の受講に要する経費（在宅療養あんしん病院のみ）

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の交付の限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

3 補助事業者は、研修の開講日が属する年度の知事が定める日までに、事業計画書(別記第3号様式)を知事に届け出なければならない。

(補助事業の変更等)

第5条 補助事業を中止し、又は事業計画の全部若しくは一部を変更するときは、あらかじめ別記第4号様式により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

(書類の部数)

第7条 要綱の規定により事業者が知事に提出する書類の部数は、正副各1通とする。

附 則

この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月20日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

基準額	上限	補助率	対象経費
医師については、1病院 当たり400千円/人×人数 （ただし、5名を限度と する。）	1, 5 0 0 千円	1 / 3	1 旅費・宿泊料 2 受講料等（受験料含む）・研修費
看護師については、1病 院当たり700千円/人×人 数（ただし、5名を限度 とする。）			
医療従事者については、 1病院当たり400千円/人 ×人数（ただし、5名を 限度とする。）			